

別表十二（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で全国新幹線鉄道整備法第16条第1項に規定する指定所有営業主体であるものが、平成28年改正法附則第93条第2項《新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正前の措置法第56条《新幹線鉄道大規模改修準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立限度額7」の分子の空欄には、積立期間に含まれる当該事業年度の月数を記載します。
- 3 「10年間均等益金算入額等15」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 承認積立計画に係る工事予定期間の月数が120月未満である場合には「120月又は」を消し、当該月数が120月以上である場合には「又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数」を消します。
 - (2) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。